

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年10月9日(水)午後3時から午後3時20分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番 伊藤 清 委員	3番 山崎 幸宏 委員
4番 向後 秀幸 委員	5番 関 文夫 委員
6番 石井 和美 委員	7番 伊藤 市郎 委員
8番 椎名 由利 委員	9番 関 房男 委員
10番 依知川 一成 委員	11番 金城 ハル子 委員
12番 椎名 正和 委員	13番 菅谷 守夫 委員
14番 戸村 光男 委員	15番 土屋 玲子 委員
16番 伊藤 明美 委員	17番 佐藤 和 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番 大木 健守 委員	19番 鈴木 賢治 委員
20番 林 栄一 委員	22番 石毛 茂 委員
23番 片岡 昌美 委員	24番 高橋 健 委員
25番 五木田 善孝 委員	26番 須合 孝治 委員
27番 行木 理恵 委員	28番 熱田 善信 委員
29番 宇野 恵三郎 委員	

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

2番 平山 勝美 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

21番 山田 恒 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

(2) 利用権の中途解約にかかる通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和6年10月農業委員会定例総会を開会いたします。

佐藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は佐藤会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、7番伊藤市郎委員、8番椎名由利委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番は利用権の設定、2番は所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から2番について議案書を基に朗読】

番号1番から2番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

8 番 番号1番について、本案件は、譲受人の経営規模拡大のための使用貸借による権利の設定です。使用貸借期間ですが、許可日から10年間。匝瑳市耕作放棄地再生事業補助金を活用し、遊休農地を再生した上で耕作するものです。譲受人と譲渡人ですが、知人関係とのことです。許可要件は問題ないと思われま

15番 番号2番について、本案件は、譲受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。申請地は譲受人の自宅から近く、耕作が容易なため、落花生を栽培予定で、許可要件は問題ないと思われま

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めま

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、権利内容は売買による所有権移転で申請地に専用住宅の建設を計画するものです。隣接する土地の2.12㎡を併せて取得し333.

1 2 m²を転用予定です。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1 6 番 　　番号1番について、申請者は市内の賃貸住宅に居住しており、申請地は妻の実家の近くであり、比較的中心部へのアクセスも良好なため、本申請地を選定したとのこと。排水は合併浄化槽にて処理後に市道側溝へ排水予定で、排水路維持管理組合の同意を得るほか、関係機関からの許可を得ています。申請地の農地区分は第2種農地相当で、問題ないと考えます。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　　賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 　　次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 　　農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約にかかる通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 　　ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議 長 　　特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に
ついて 1件

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

(2) 利用権の中途解約にかかる通知について 1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和6年10月9日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会
いたします。